

ハラスメントに悩んでいませんか？

職場における主なハラスメント

ハラスメントは働く人の人権を否定する行為で、許されないものであり、従業員が能力を発揮することを妨げるだけでなく、企業の社会的評価に悪影響を与えかねない問題です。ハラスメントは、どこの職場においても起こり得る問題であり、その主なものとして、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントがあります。

●セクシュアルハラスメント

職場において労働者の意に反する性的な言動が行われ、それに対する労働者の対応により、労働条件について不利益を受けることや、性的な言動が行われることで労働者の就業環境が害されること。男性も女性も、行為者にも被害者にもなり得る。また、異性に対するものだけでなく同性に対する性的な言動もセクシュアルハラスメントとなる。

●パワーハラスメント

職場での優位な立場を利用して、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与え、労働者の就業環境が害されること。

●妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由に不利益を受けることや、上司や同僚から嫌がらせを受けること。

チェックハラスメントを受けた時は…

◎どんなことをされたのか記録する ハラスメントと思われる行為をされた場合は、いつどこで誰が何を何のために(5w1h)したのかを記録しましょう。後々の事実確認などで有効なので、メモなど最適な方法で記録を残すことをお勧めします。

◎周囲に相談する

ハラスメントは我慢していても解決しません。それどころかエスカレートする可能性があります。一人で悩まず、まず同僚や上司に相談しましょう。周りの協力を得ることでハラスメントを行う本人が自らの行為に気づく場合があります。

◎会社の窓口や人事担当者に相談する

◎社内で相談しづらい場合は、外部の機関に相談する

《県相談窓口》

- ・(セクハラ相談) 県男女共同参画センター“りいびる” ☎073-435-5246
- ・(労働問題全般) 労働情報センター(労働相談室) ☎073-436-0735

内容についてのお問い合わせは

人権施策推進課まで ☎073-441-2566

